

第 5282 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月 5日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

未払決算賞与の計上基準

Q：当社では、決算賞与の支給基準条件を設定し、これを達成した従業員には決算月の翌月に決算賞与を支給する（ただし、賞与の支給日に在籍する社員に限ります）こととしています。社員には事前に達成した場合の決算賞与の金額を通知しますが、この場合の社員に通知した金額を未払賞与として当期に計上することは認められますか？

A：認められません。

【解説】

使用人賞与は原則として、実際にその支払が行われた日の属する事業年度に損金算入することが認められており、未払賞与については、その内容から実際に支払が行われたものと同視し得るような状態にあるもの、具体的には、①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること、②①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から一月以内に支払っていること、③その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること、の要件のすべてを満たす賞与については、使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度において損金算入が認められることとされています。お尋ねの場合は、支給基準条件を達成することや期末に在籍していることといった条件を満たさない場合には支給されないことから、この要件を満たしませんので、当期の損金に算入することはできません。

